

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

| | |
|-------------|--|
| 監 査 対 象 | 企画管理部 企画調整課 (指定管理者：一般財団法人 富山市ガラス工芸センター) (指定管理施設：富山ガラス工房) |
| 指 摘 | 創作工房を使用することができる者については、富山ガラス工房条例に掲げる要件を備える者とされているが、そのことを確認する手続きをしていなかったの で、改善を図られたい。 |
| 措 置 検 討 状 況 | 創作工房を使用することができる者の確認手続きを明確に行うため、富山ガラス工房条例施行規則の改正及び申請様式等を定める要綱の策定を進めている。使用者への周知期間も必要であることから、令和4年4月1日からの施行に向け、適切に対応してまいりたい。 |
| その後の措置状況 | 富山ガラス工房条例施行規則の一部改正を行い、指定管理者が創作工房を使用することができる者の要件について市長に確認を行う旨を明文化し、その手続きを行う事とした。 |